

# 長与町公共下水道事業経営戦略 (平成30～39年度)

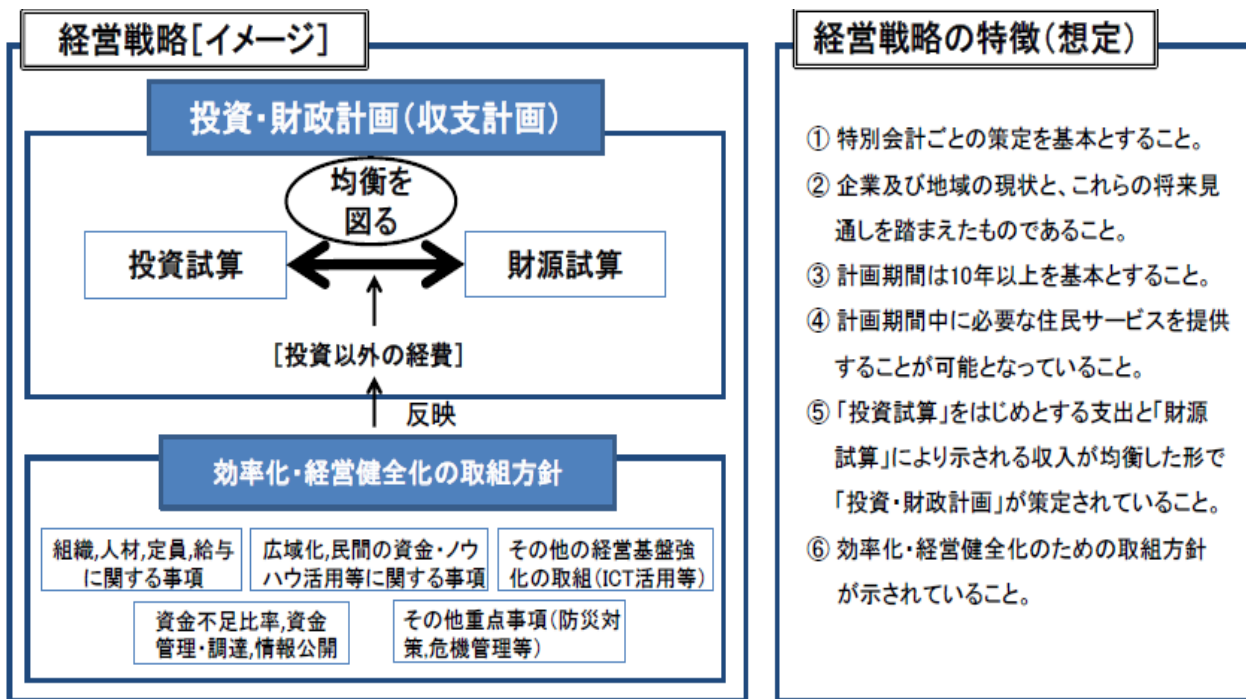
長与町水道局下水道課

## 1. 経営戦略策定の趣旨

長与町においては、社会的状況(人口減少、少子高齢化等)の中で、経営環境が厳しさを増す中にあります。しかし、下水道事業は町内にお住まいの皆さまのライフラインに関わる重要な事業です。もしも、“トイレのお水が流れなかったら”、“お風呂の残り湯が流れていかなかったら”皆様に快適な生活をお届けすることができなくなってしまいます。よって、経営難の時代にあっても下水道事業におけるサービスの提供を安定的に継続できるよう、中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、健全経営化に取り組むことが必要となります。

このような理由により、公営企業の中長期的な経営の基本計画である「長与町公共下水道事業経営戦略」を策定致しました。

※『経営戦略』とは?・・・「下水道財政のあり方に関する研究会」報告書より:総務省提供資料



## 2. 経営の基本方針

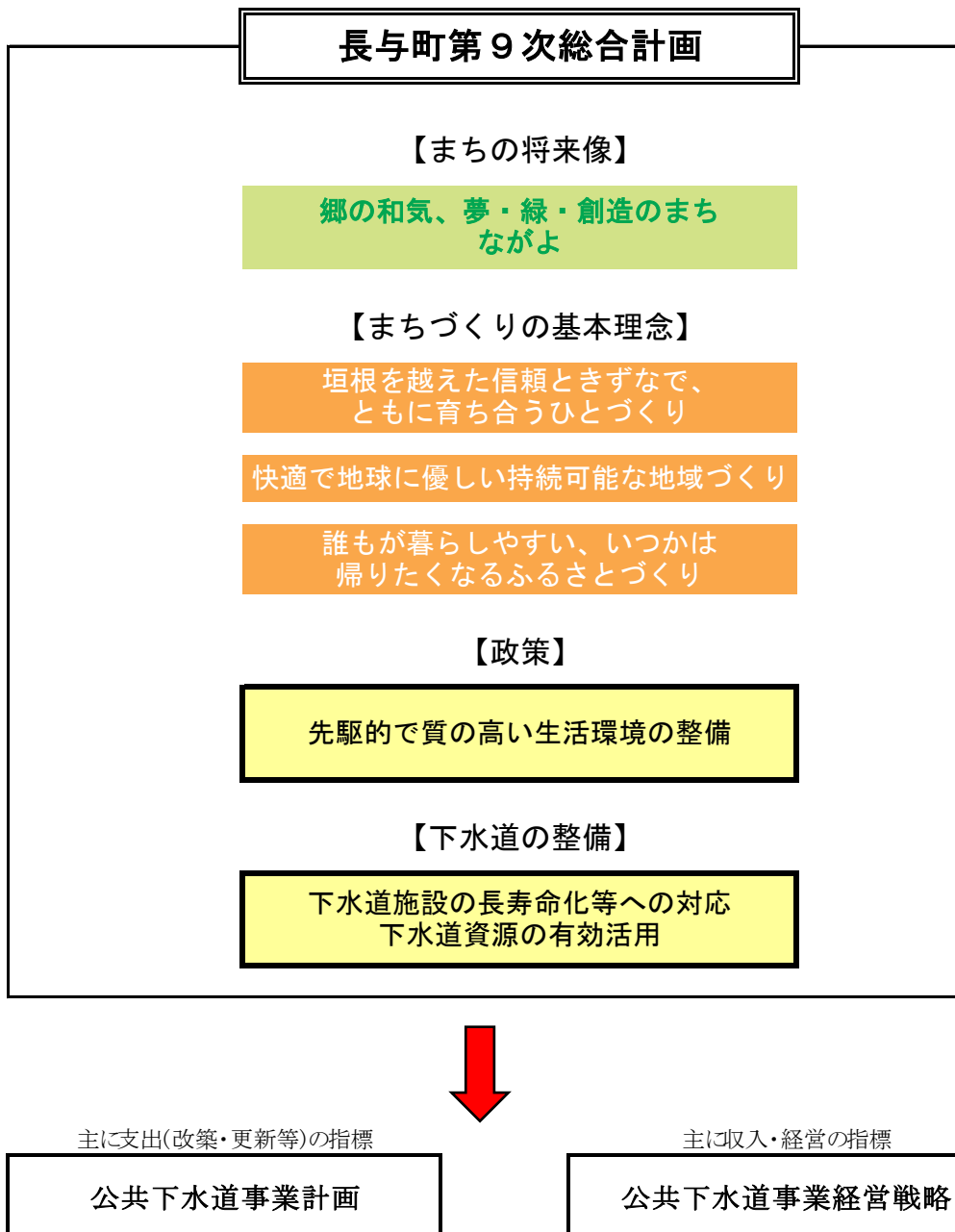
### (1) 計画期間

計画期間は、平成30年度を初年度として、平成39年度までの10年間とします。

### (2) 基本方針

『美しい水、美しい環境、快適な町づくりの実現』を支える下水道を理念として、「財政収支のバランスの確保」、「安定的な下水道事業の継続」を図ることを基本方針とします。

### 3. 経営戦略の位置づけ



#### 【経営の理念に関する根拠法】

・下水道法1条より『(中略)下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。』

・地方公営企業法第3条より『地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。』

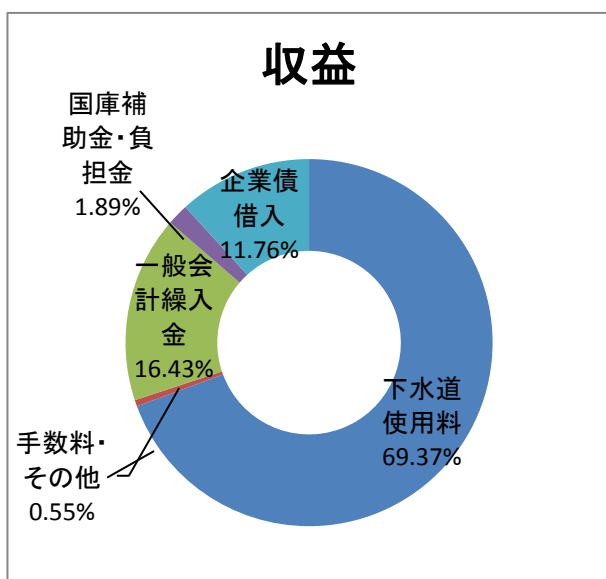
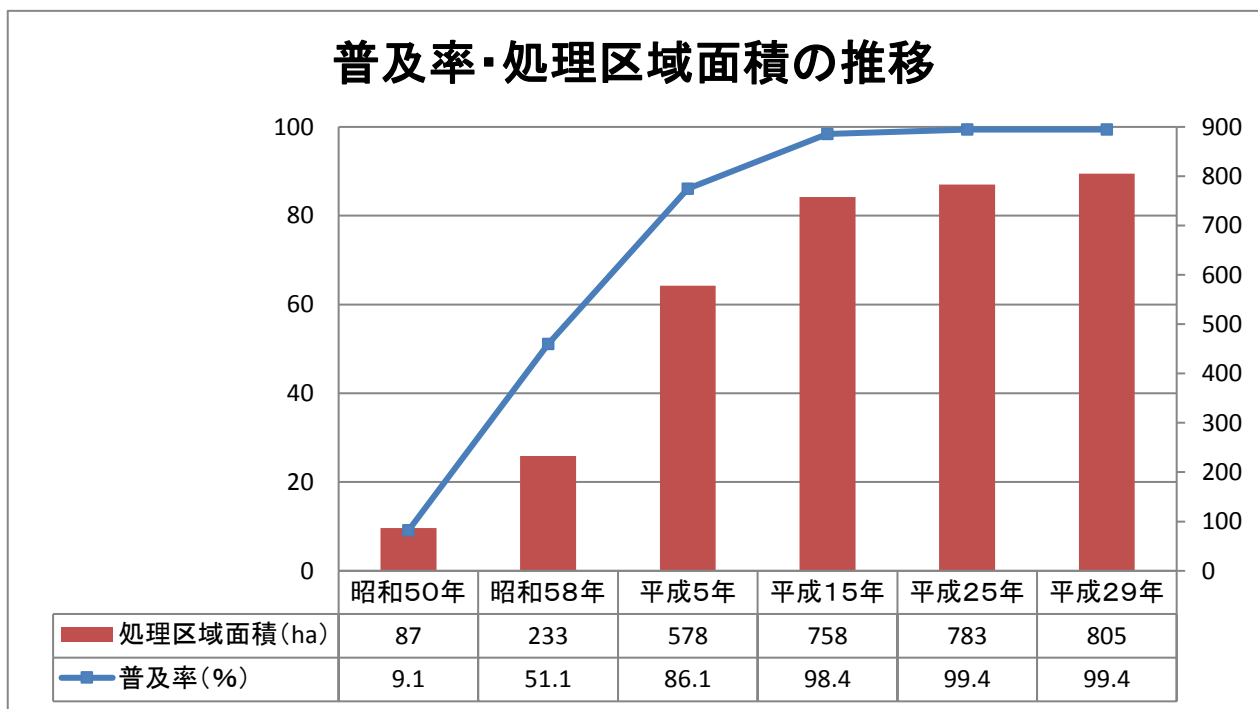
## 4. 長与町下水道事業の現状

### 1. はじめに

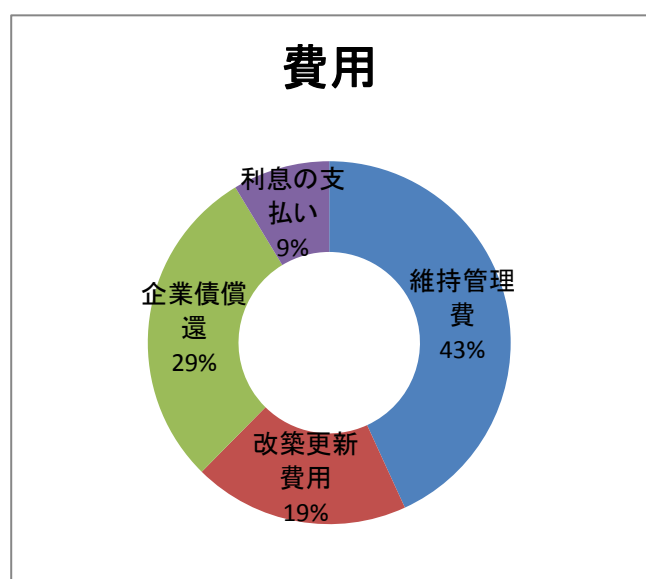
昭和48年度に公共下水道事業に着手した本町の下水道普及率は、平成30年3月末現在、99.4%に達し、長崎県下では最も高い普及率を誇っています。

一方、事業着手から45年を経過していることから老朽化した管渠施設及び処理場の改築更新や維持補修に多額の費用を要することが想定されています。

また、収益・費用(実際の現金の移動を伴うものに限る)の面では、平成29年度決算値において、収益においては下水道使用料が全体の69%を占めており、比較的自主財源に基づいた経営が出来ているといえます。支出においては、維持管理費用が費用の第1位となっており、年々増加傾向にあるのが将来の懸念事項といえます。



平成29年度決算値



平成29年度決算値

## 2. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和50年度 (供用開始43年経過)	法適(全部適用・一部 適用) 非適の区分	適用
処理区域内人口密度	55.2人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1処理区		
処理場数	1箇所		
広域化・共同化・最適 化 実施状況*1	実施なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料 体系の概要・考え方	概要:基本料金有り、従量料金制 考え方:下水道法に準じる考え方						
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用と同様						
その他の使用料体系 の 概要・考え方	一般家庭用と同様						
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,196	円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記 載	平成29年度	3,540	円
	平成28年度	3,196	円		平成28年度	3,500	円
	平成27年度	3,196	円		平成27年度	3,500	円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

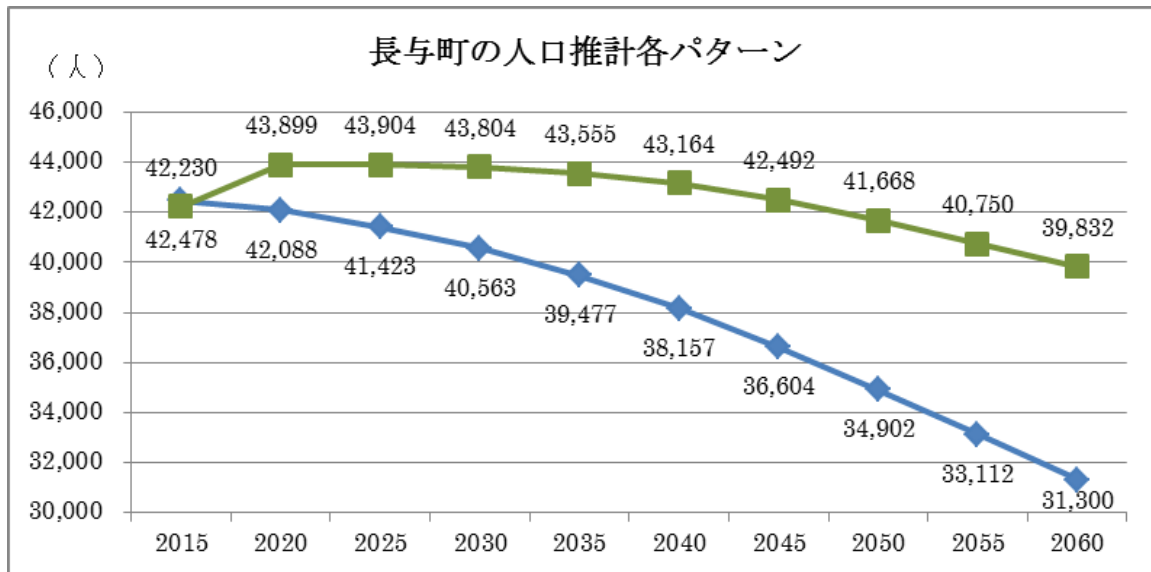
#### ③ 組織

職員数	9名
事業運営組織	長与町下水道課

## 5. 長与町下水道事業が抱える諸問題

### (1) 人口減少と契約世帯の小口化

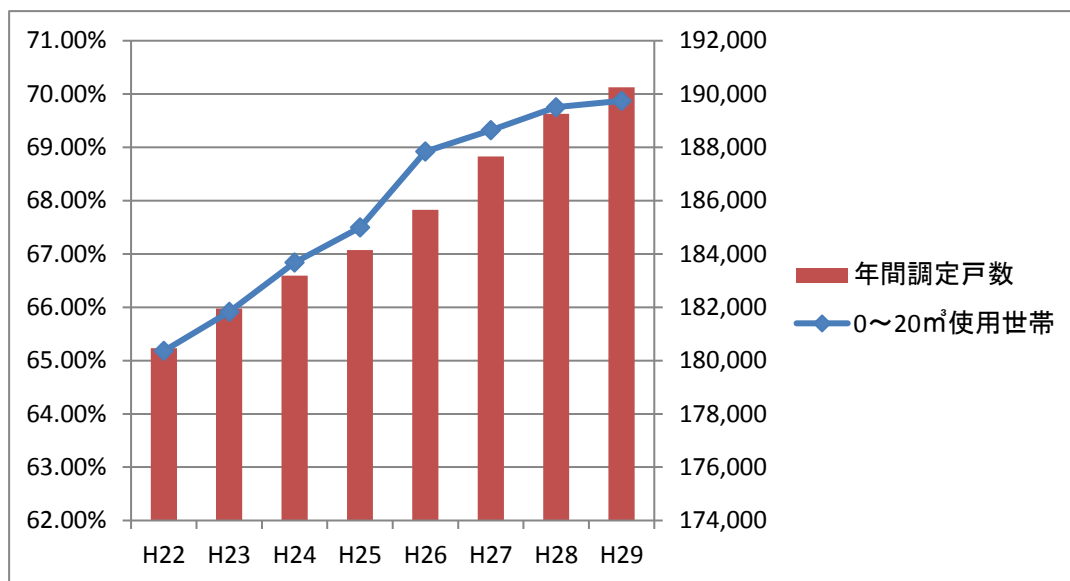
『長与町人口ビジョン』より



※(青色の線)・・・国立社会保障・人口問題研究所準拠による推計、(緑色の線)・・・長与町による将来人口の目標

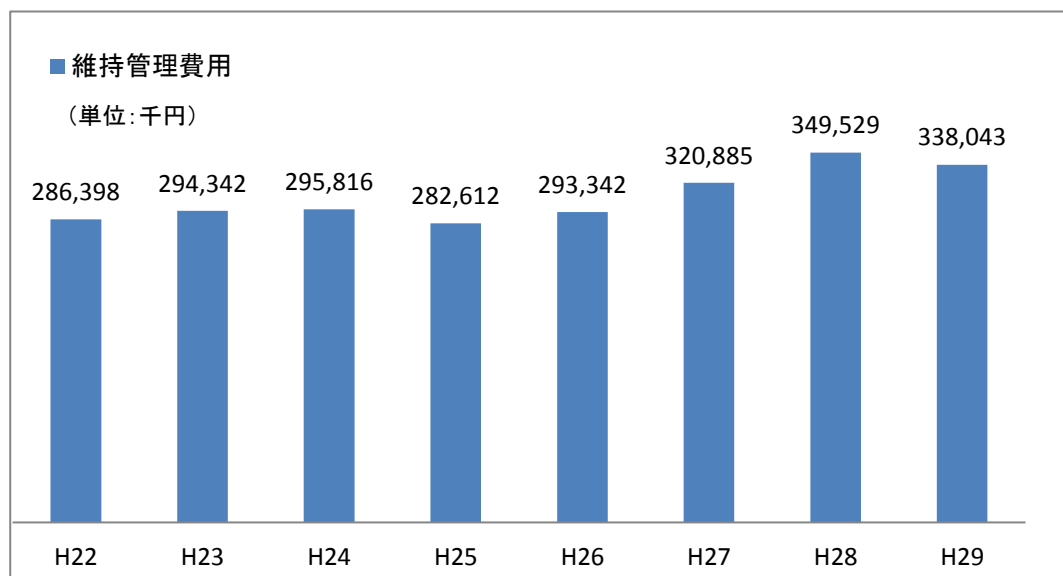
人口の減少は下水道事業収入の根幹である下水道使用料に大きな影響を与えます。総合戦略により減少幅を抑える努力を行ったとしても人口減少そのものの流れを止めることはできません。

### ◎年度別使用水量段階別集計表の推移



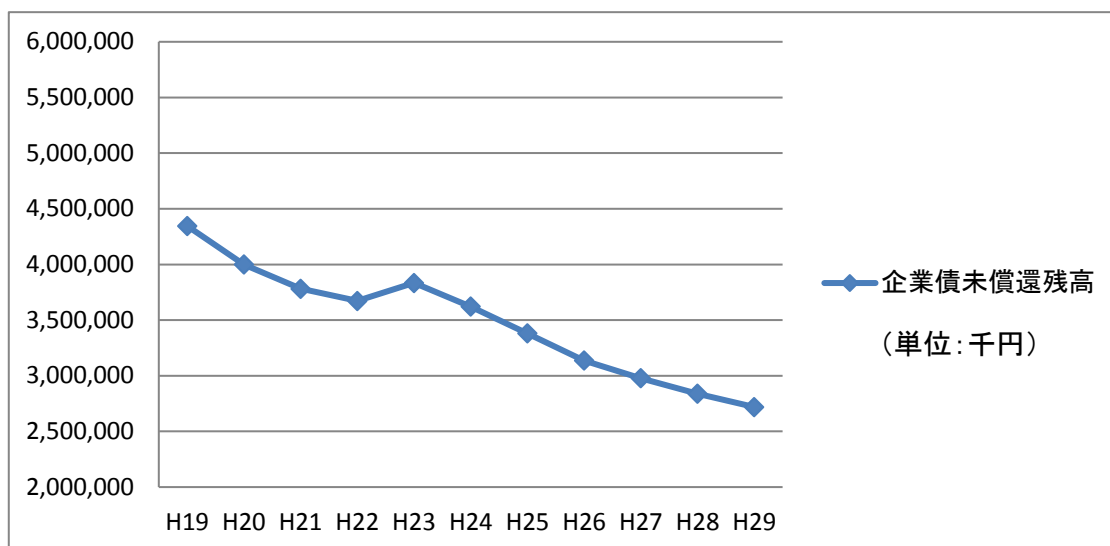
未整備地区に対する計画的な下水道管布設や榎の鼻土地区画整理事業等により年間調定戸数は年々増加していきました。しかし、その一方で0~20m³使用世帯(下水道使用料の中で一番安い料金区間)も徐々に増加しています。これは核家族化の進行や単身高齢者世帯の増加等の要因が考えられます。このことにより調定戸数の増加幅ほどには料金収入が増えていかないという問題が生じています。

## (2) 増加する維持管理費用



年度によって多少の差異はありますが、年間に生じる施設の維持管理費用は上昇傾向にあります。これは施設の老朽化に伴い、修繕費等の費用が多く生じていることが要因となっています。

## (3) 企業債残高の推移



下水道事業を開始する際には多額の設備投資がかかります。しかし、事業開始時には下水道使用料収入がありませんのでお金を借り入れて建設費用等に充てることとなります。よって、下水道事業の運営において企業債とは欠かせない要素の一つと言えます。

10年前の平成19年度には約44億円の未償還残高がありましたが、毎年確実に返済を行うことにより平成29年度末においては約半分近くの27億円でまで残高は減っています。しかし、半分近くまで減ったものの約27億円という数字は決して小さい額とは言えません。

— これらの問題点を踏まえた上で、次頁より今後10年間の財政・収支計画を御説明致します —

投資・財政計画(収支計画)― 収益的収支

(単位:千円)

区 分		年 度										
		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	
收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	625,533	620,786	615,789	614,317	612,844	611,372	609,899	608,743	607,588	606,433	
	(1) 料 金 収 入	622,797	616,649	611,855	610,585	609,315	608,045	606,775	605,822	604,869	603,917	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)											
	(3) そ の 他	2,736	4,137	3,934	3,732	3,529	3,327	3,124	2,921	2,719	2,516	
	2. 営 業 外 収 益	351,915	308,669	305,162	289,135	283,981	272,295	240,157	224,143	191,679	179,432	
	(1) 補 助 金	131,000	86,000	85,000	75,000	73,000	67,000	57,000	51,000	32,000	28,000	
	他 会 計 負 担 金	131,000	86,000	85,000	75,000	73,000	67,000	57,000	51,000	32,000	28,000	
	そ の 他 補 助 金											
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	220,105	221,879	219,392	213,385	210,251	204,585	182,467	172,473	159,029	150,802	
	(3) そ の 他	810	790	770	750	730	710	690	670	650	630	
	収 入 計 (C)	977,448	929,455	920,951	903,452	896,825	883,667	850,056	832,886	799,267	785,865	
	支 出	1. 営 業 費 用	871,503	859,751	855,798	848,861	844,731	835,430	795,687	782,876	759,873	745,423
		(1) 職 員 給 与 費	49,043	50,500	50,500	50,500	50,500	50,500	50,500	50,500	50,500	50,500
		基 本 給	23,552	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
		退 職 給 付 費	3,982	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
そ の 他		21,509	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
(2) 経 費		371,838	359,289	358,582	361,001	361,001	361,001	361,001	361,001	361,001	361,001	
動 力 費		36,581	36,581	36,581	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	
修 繕 費		45,259	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	
材 料 費		4,156	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
そ の 他		285,842	270,708	270,001	270,001	270,001	270,001	270,001	270,001	270,001	270,001	
(3) 減 価 償 却 費		450,622	449,962	446,716	437,360	433,230	423,929	384,186	371,375	348,372	333,922	
2. 営 業 外 費 用		76,179	65,633	57,077	52,380	47,978	44,890	42,090	39,898	38,248	36,783	
(1) 支 払 利 息		62,972	54,289	49,875	45,178	40,776	37,688	34,888	32,696	31,046	29,581	
(2) そ の 他		13,207	11,344	7,202	7,202	7,202	7,202	7,202	7,202	7,202	7,202	
支 出 計 (D)		947,682	925,384	912,875	901,241	892,709	880,320	837,777	822,774	798,121	782,206	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	29,766	4,071	8,076	2,211	4,116	3,347	12,279	10,112	1,146	3,659		
特 別 利 益 (F)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
特 別 損 失 (G)	7,278	278	278	278	278	278	278	278	278	278		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 7,277	△ 277	△ 277	△ 277	△ 277	△ 277	△ 277	△ 277	△ 277	△ 277		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	22,489	3,794	7,799	1,934	3,839	3,070	12,002	9,835	869	3,382		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)												
流 動 資 産 (J)	1,511,179	1,378,726	1,280,133	1,162,802	1,070,625	973,649	873,468	781,298	674,522	565,726		
う ち 未 収 金	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000		
流 動 負 債 (K)	124,500	124,500	124,500	124,500	124,500	124,500	124,500	124,500	124,500	124,500		
う ち 建 設 改 良 費 分												
う ち 一 時 借 入 金												
う ち 未 払 金	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )												
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	625,533	620,786	615,789	614,317	612,844	611,372	609,899	608,743	607,588	606,433		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)												
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)												
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)												
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)												
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)												



## 6. 投資・財政計画(収益的収支)

### (1) 収益的収入についての検討事項

#### ① 今後の下水道使用料について

今後は人口の減少に伴い、収益の根幹である下水道使用料収入も減少していくことが想定されます。加えて、県内で最も高い普及率を誇る本町では普及率を向上させることにより使用料収入を増加させるという方策を取ることもできません。

しかし、その一方で費用については施設の老朽化に伴う維持管理費用の増加が見込まれることから今後更なる利益の悪化という事態も生じかねません。また、大村湾の水質保全の観点等から高度処理への移行が求められますが、移行に伴い通常の維持管理費用が大きく増加することとなり現計画においては保つことができていた利益を確保することが困難となります。その際には使用料の見直しは避けられないものとなります。

#### ② その他の収入について

下水道使用料以外の収入につきましては、現在様々な自治体で資産を有効活用することにより収入の増加を図っている先進事例が多く見受けられます。しかし、本町におきましては活用可能な遊閑地等が存在せずスケールメリットの観点からも資産活用による増収は困難であると思われれます。そのほかの収入といたしましては一般会計からの繰入金があり、下水道事業収入の一定割合を占めております。これにつきましては繰入の財源である交付税が企業債の償還が進むにつれ減少していく見通しとなっておりますので、それに伴い繰入金自体も減少していきます。自治体によっては経営上の赤字部分を一般会計からの繰入によって補っている例もございますが、我が町の一般会計も大変苦しい財政状況にあり、下水道事業の基本理念は自主財源の確立にあることを鑑み、今後も他会計に依存しない経営基盤づくりに努めてまいります。

### (2) 収益的支出についての検討事項

#### ◎ 主な費用の算定方法

- 職員給与費・・・過年度実績を基に推計を行った結果、H26～H30年度はほぼ横這いとなっており、当該数値を採用しております。
- 動力費・・・H30～H39年度の動力費は、有収水量は横這い又は減少傾向となる可能性が高いため、一定の推移を保つと思われれます。ただし、高度処理へと移行した場合現在の処理工程より更に一段階処理を重ねることになるため費用の増加は避けられないものとなります。
- 修繕費・・・管渠・処理場の老朽化に伴い年々増加の傾向を見せていることから過年度最大値であるH28決算値を採用しています。
- 材料費・・・過年度実績を基に推計を行った結果、増加傾向であるが、年度によりばらつきがあります。よって、H28～H30年度の平均値を採用しています。

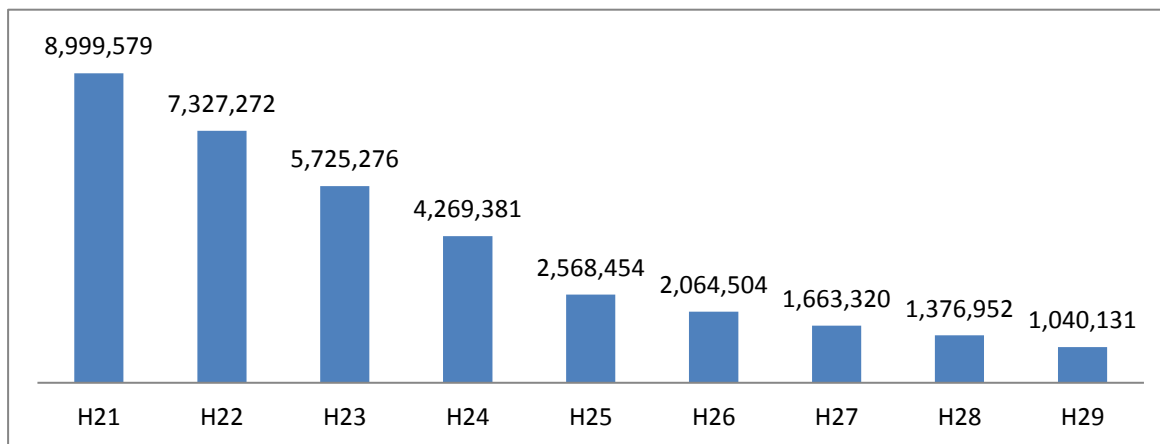
### (3) 財源についての目標

『一般会計からの繰入金に依存しない中長期的に自立・安定した経営基盤を築く』

#### (4)その他の事項

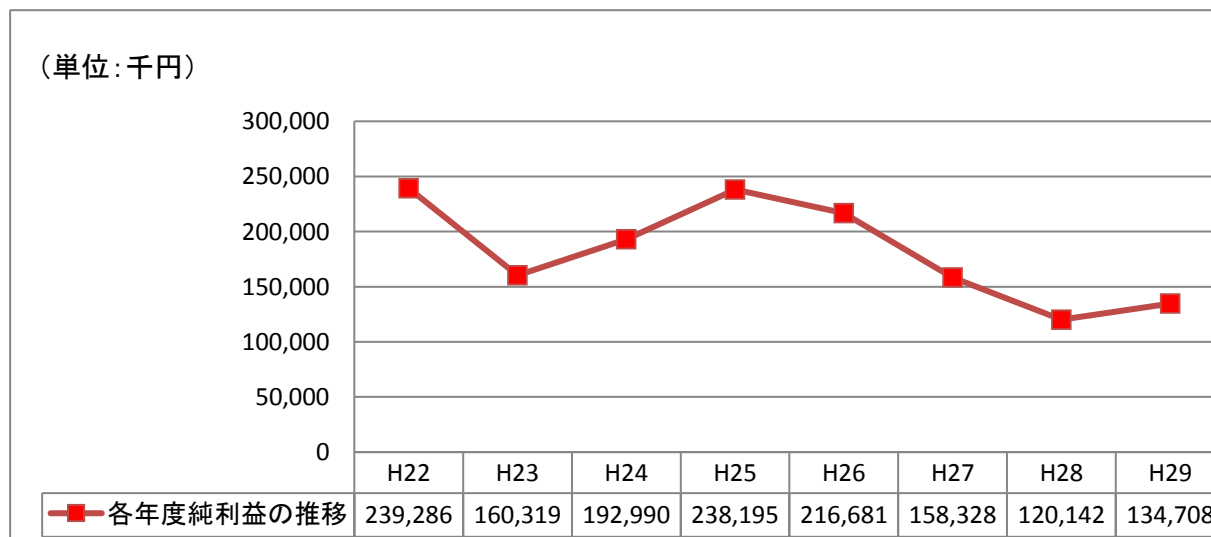
##### ①累積未収金について

下水道事業会計においては毎年度決算の締日を3月末日としている関係上、一定金額の未収金が発生します。未収金の大半が下水道使用料の3月分が月をまたいで支払われるものですのでその多くが回収されることとなります。しかし、未収金の一部においては支払われることなく積み重なり過年度累積未収金として次年度以降に繰越されていきます。平成21年度末には1,000万円近い累積未収金が存在していましたが水道課や収納推進課との連携等の取組により平成29年度末には約100万円にまで減少しております。今後は回収困難な債権割合の増加により新たな徴収方法の模索が求められていきます。ですが、今後も負担の公平性、財源確保の観点から累積未収金を増やすことのないよう努めてまいります。



##### ②純利益の減少

経営計画の要件に『収支計画における収入・支出の均衡が保たれていること』というものがああります。収入は抑えて見積り、支出は想定される最大値というものを基本的な考え方として本収支計画は策定されております。平成30年から平成39年に至るまで一定の利益は保ったまま経営していくことが可能との試算をしておりますが、下記に示している表を見てもわかりますように毎年度純利益は減少傾向にあります。このことは人口減少等を要因とする収入減に対して施設の老朽化に起因する維持管理費用等の支出増が生じていることによるものです。今後は料金改定時期の模索や経費削減による支出の抑制等、新たな取り組みを行わなければ不測の事態が生じた場合に損益上の黒字を保つことが困難になります。



## 【収支計画(収益的収支)中の指標及び用語の解説】

### ■1、営業収益 — (3)その他

当該部分には排水設備業者が宅内の排水設備工事を行う際に生じる手数料(設計審査手数料、竣工検査手数料)等が計上されています。

※設計審査手数料・・・排水設備工事を行う際に提出される申請書(排水設備計画確認申請書)について申請書記載内容の審査を行う際に生じる手数料

※竣工検査手数料・・・排水設備工事完成後に現地調査を行い、申請書に記載されている内容通りの施工が行われているかを確認する際に生じる手数料

### ■2、営業外収益 — (1)他会計負担金

他会計負担金として記載されております部分は一般会計からの繰出し金を計上しています。下水道事業における財政措置としては国が負担すべき費用(公費負担分)割合が存在し、公費負担分については交付税として町が交付を受け、そのうちの下水道事業費分を一般会計から繰り出し金という形で下水道事業会計へ支出される流れとなっています。

### ■2、営業外収益 — (3)その他

下水道会計が銀行に行っている定期預金及び普通預金に対して生じる受取利息を計上しています。

### ■2、営業外費用 — (2)その他

下水道利用者の方々から頂く下水道使用料(収入の例)や処理場の運転管理費用(支払の例)には消費税が発生します。そして、毎年度確定申告を行う際の消費税計算において生じる雑支出が計上されています。

### ■流動資産

現金及び比較的短期間のうちに回収されることによって現金にかえることができる資産をいいます。

### ■流動負債

負債の内事業の通常取引において1年以内に償還しなければならない短期の債務をいいます。(ex.1億円を30年払いで借りた際の毎年度分の支払い)

## 《ポイント》

### Q. 営業収益(費用)、営業外収益(費用)、特別利益(損失)とは？

A. 営業収益(費用)とは、主たる営業活動(下水道事業においては各家庭や事業所より生じる汚水を処理すること)を原因とする収益(費用)のことです。また、営業外収益(費用)とは主たる営業活動以外の原因から生ずる収益(費用)のことをいいます(ex.銀行に預金することにより生じる利息や借り入れた資金に対する利息の支払い)。特別利益(損失)とは下水道事業経営を毎年度行う上で通常予定されていない収益(費用)のことをいいます(ex.所有している公用車を売却した際、下取り価格が処分費用を上回り売却益が生じた際には固定資産売却益として特別利益に、価格がつかず処分費用だけがかかったような場合は固定資産売却損として特別損失に計上されます)。

投資・財政計画(収支計画)― 資本的収支

(単位:千円)

区 分		年 度										
		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	226,000	153,646	120,600	120,600	120,600	120,600	120,600	120,600	120,600	120,600	120,600
	うち資本費平準化債											
	2. 他 会 計 出 資 金											
	3. 他 会 計 補 助 金											
	4. 他 会 計 負 担 金											
	5. 他 会 計 借 入 金											
	6. 国(都道府県)補助金	174,300	145,049	89,125	89,125	89,125	89,125	89,125	89,125	89,125	89,125	89,125
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金											
	8. 工 事 負 担 金											
	9. そ の 他	844	475	475	475	475	475	475	475	475	475	475
	計 (A)	401,144	299,170	210,200	210,200	210,200	210,200	210,200	210,200	210,200	210,200	210,200
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純計 (A)-(B) (C)	401,144	299,170	210,200	210,200	210,200	210,200	210,200	210,200	210,200	210,200	210,200
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	473,094	480,358	353,258	353,258	353,258	353,258	353,258	353,258	353,258	353,258
うち職員給与費		12,934	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	
2. 企 業 債 償 還 金		207,600	190,327	193,905	203,631	179,587	180,185	174,900	162,108	158,390	156,904	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. そ の 他												
計 (D)	680,694	670,685	547,163	556,889	532,845	533,443	528,158	515,366	511,648	510,162		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	279,550	371,515	336,963	346,689	322,645	323,243	317,958	305,166	301,448	299,962		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	61,950	361,515	326,963	336,689	312,645	313,243	307,958	295,166	291,448	289,962	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
	3. 繰 越 工 事 資 金											
	4. そ の 他	217,600	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	計 (F)	279,550	371,515	336,963	346,689	322,645	323,243	317,958	305,166	301,448	299,962	
補填財源不足額 (E)-(F)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)												
企 業 債 残 高 (H)	2,737,855	2,701,174	2,627,869	2,544,838	2,485,851	2,426,266	2,371,966	2,330,458	2,292,668	2,256,364		

○他会計繰入金

区 分		年 度									
		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
収 益 的 収 支 分											
	うち基準内繰入金										
	うち基準外繰入金										
資 本 的 収 支 分											
	うち基準内繰入金										
	うち基準外繰入金										
合 計											

## 7. 投資・財政計画(資本的収支)

### (1) 今後の投資目標

『ストックマネジメント計画を基に管渠及び処理場の長寿命化を進める』

■収支計画における建設・更新費内訳(年間平均約3～4億円となるように平準化を図っております。)

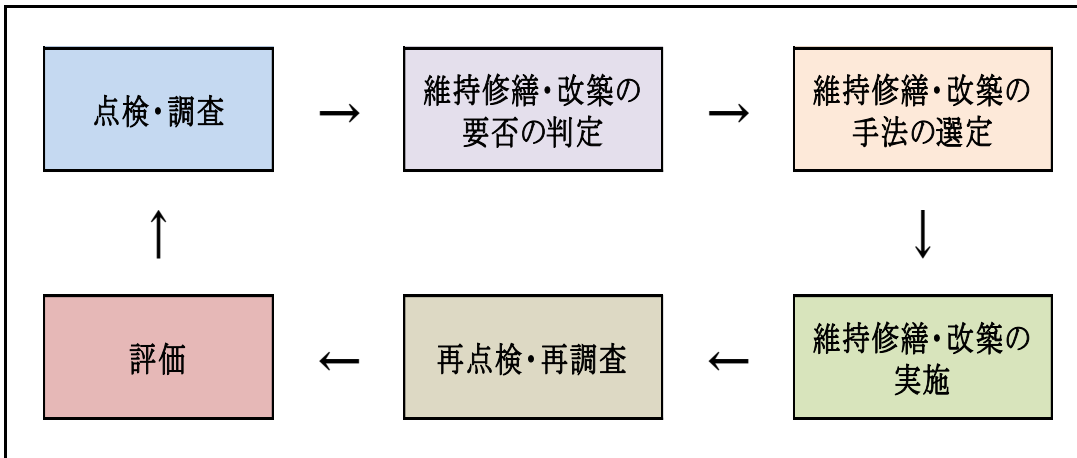
項目	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
管渠(補助)	6,000,000	22,500,000	22,500,000	22,500,000	22,500,000	22,500,000	22,500,000
処理場	332,482,000	327,100,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000
管渠(単独)	119,520,000	115,600,000	115,600,000	115,600,000	115,600,000	115,600,000	115,600,000
総計	458,002,000	465,200,000	338,100,000	338,100,000	338,100,000	338,100,000	338,100,000

項目	H37	H38	H39
	2025	2026	2027
管渠(補助)	22,500,000	22,500,000	22,500,000
処理場	200,000,000	200,000,000	200,000,000
管渠(単独)	115,600,000	115,600,000	115,600,000
総計	338,100,000	338,100,000	338,100,000

(単位:円)

### ■管渠・処理場の老朽化対策

本町において整備された下水道施設は、今後急速に老朽化することが見込まれます。しかし、一定の年度に改築・更新費用を多額に計上することは安定的な下水道事業経営を行う上で決して好ましいものではありません。そこで、投資を平準化させるためには町内に存在する下水道施設を点検・調査することによって施設状態を把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら修繕・改築を計画的かつ効率的に行うストックマネジメントが今後は重要になっていきます。



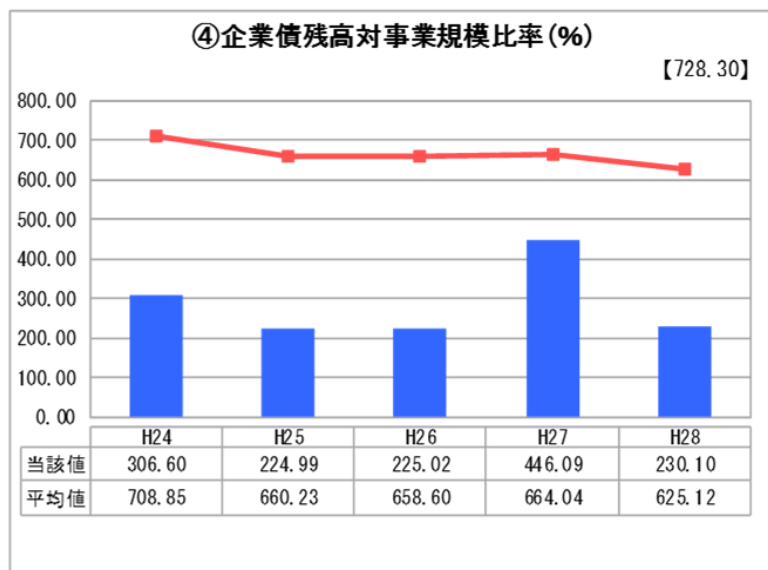
### ■防災・安全対策に関する取組み — 処理場の耐震化

近年自然災害により、処理場が機能停止や施設の損傷等の被害を受けるという事例が多く見受けられます。よって、被災時に重要設備である処理場の機能を保全するために処理場の耐震化に努めます。

## (2) 資本的収入についての検討事項

### ■ 企業債について

今後は多額の改築・更新費用の財源として企業債の借入を毎年度行っていくこととなります。しかし、今後は下水道使用料収入も減少していくことから収益・費用のバランスを考え『借り過ぎ』といった事態が生じないよう、下記に示しているような経営指標を基に分析を行い経営改善を図っていく必要があります。



《算出式》

$$\frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{営業収益}} \times 100$$

(投資規模は適切か、必要な更新を先送りしている為企業債残高が少額となっていないか等を判断するのに使う指標)

※棒グラフ・・・長与町数値

折れ線・・・類似団体平均値

【部分・・・H28年度全国平均値

### ■ 国庫補助金・受益者負担金について

① 下水道事業においては国庫補助事業が存在し、補助率に応じて国庫補助金の交付を受けることにより建設改良費用の財源とすることができます。しかし、国の下水道事業に対する予算は年々縮小傾向にあります。よって、町が毎年要望する額より少ない額の交付しか受けられていないというのが現状ですが、老朽化する施設の改築・更新をストップするわけにはいきません。そのためにも要望通りの補助金が受けられなかったとしても事業を進行することができるような収支計画を策定しています。

② 国庫補助金以外の主要な財源の一つに受益者負担金があります。これは下水道管の布設工事を行った際に管に隣接する土地の所有者の皆さまに工事費の一部をご負担いただくという制度となっております。本町においては下水道の普及率が99.4%と高い為、今後は受益者負担金の収入割合は団地開発等が行われない限りは低いものとなっていきます。よって、本収入を今後の建設費用の主たる財源としてとらえることは出来ません。

## (3) 資本的支出についての検討事項

平成29年度より処理場の改築更新工事が始まる影響で毎年度の建設改良費は数億円にのぼります。ある特定の年度に多額の費用計上を行うことは安定した下水道事業経営を行う上で好ましい事態ではありませんので預金・起債のバランスを考慮しながら一定年度に突出した支出とならぬよう建設改良費を平準化させていくことが重要となっていきます。

## 【収支計画(資本的収支)中の指標及び用語の解説】

### ■資本的収入 — 6.国(都道府県)補助金

下水道法第34条:『国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。』

上記法律を根拠として建設改良費(下水道管の布設工事や下水道施設の改築等にかかる費用)中の一部を国が補助金という形で負担をするものです。

### ■資本的収入 — 9.その他

当該項目には受益者負担金(詳細については前頁参照)を計上しております。

### ■補填(ほてん)財源とは？

資本的収支においては通常収入が支出を下回り不足分が生じます。その不足分を補う財源のことを補填財源といいます。

### ■補填財源 — 1.損益勘定留保資金

下水道事業会計では営業期間における企業の成績を明らかにするため、その期間中に得た収益と費用を一つの表に記載した損益計算書を作る必要があります(各家庭でいう家計簿のようなもの)。そこですべての収益と費用を集計し、黒字・赤字が決まるわけですが、収益や費用の中には実際の現金の動きがないもの(ex.費用における減価償却費)があります。そのような場合、仮に損益計算書上に減価償却費:2億円として費用計上されていても現金としては動いていないわけですから当該金額分だけ現金のストックが存在することになります。このようなストックの集まりを損益勘定留保資金と呼び、不足分に対する補てん財源として使用することになります。

### ■補填財源 — 4.その他

当該項目には補てん財源のうち減債積立金を計上しております。

※「減債積立金」・・・下水道事業会計においては企業債(借入金)の償還金(返済)として毎年度2億円程度の支出をしております。当該支出に備える為、毎年度決算時に生じた利益を積み立てており、この積立金を減債積立金といいます。

### ■他会計繰入金 — 基準内繰入金

ここでいう他会計繰入金とは【収支計画(収益的収支)中の指標及び用語の解説】(P.10)で説明しております他会計負担金と同じものになります。

※基準内繰入金という言葉の「基準」とは？・・・一般会計に繰入金を請求する際の算出根拠としまして毎年度総務省より『地方公営企業繰出し金について』という通知が出されます。この基準に基づいて額を算定し、一般会計より繰出し金を受けるといった手続きの流れになります。

### ■他会計繰入金 — 基準外繰入金

本収支計画においては計上しておりませんが、一般会計からの繰入金のうち総務省の繰出し基準を満たさないもの、いわゆる赤字補てんを指します。

## 8. 今後の経営効率化・健全化に向けての取組

### (1) 広域化・共同化・最適化に関する取組

#### ① 共同化について

「共同化」とは、複数の自治体で施設の建設・整備や事務の一部を共同して管理・執行すること等をいいます。現在、検討中の事項としましては汚泥処理の共同処理という例を挙げることができます。汚水を処理する際に生じる汚泥は、処分場までの運搬費・汚泥自体の処分費がかかりその費用は年間の維持管理費用において一定の割合を占めています。そこで複数の自治体で共同して処理を行い、費用の削減を計るといものが汚泥の共同処理のメリットといえます。また、集約した汚泥を再エネルギー利用することが出来れば費用の削減だけでなく収益の部分に貢献することができるかもしれません。未だ検討段階であり実現するか否かは定かではありませんが、座して待っていても経営は改善しません。今後も経営改善に向けてこのような取り組みを積極的に行っていく必要があります。

#### ② 最適化について

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合をいいます。

本町においても、②において汚水処理構想の見直しを行い効率的な汚水処理施設の整備を図るため、経済性の観点から個別処理が有利とされる区域や、地形上公共下水道による整備が困難な区域について、排水区域の再検討を行っています。

### (2) 下水道事業経営に係る各費用に関する取組

職員給与費に関する事項	使用料徴収事務等の民間委託を検討することにより、組織の効率化と経費の節減を図っていきます。
動力費に関する事項	下水道事業開始より約40年余りが経過し、管渠及び処理場設備が老朽化し改築更新の時期を迎えている。そこで、改築更新の際により効率的な機器の導入を図ることによりコスト縮減の可能性を検討します。
薬品費に関する事項	現在利用している薬品より安価かつ高度な性能を有した薬品を模索することにより、経費の削減を図っていきます。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画を基に計画的な修繕を行い、単年度に突出した費用計上が生じないよう留意します。
委託費に関する事項	委託費において大きな割合を占めている処理場施設の運転管理委託について現状の包括民間委託における委託レベルごとの費用を比較検討する等し、より低コストな管理方法を模索していきます。



### (3) 組織に関する事項

公営企業とはいえ長与町という行政組織の一つである以上、職員の定年退職や他課への人事異動は避けられません。そして、職員が入れ替わったとしても毎年毎年変わることの無い質の行政サービスの提供を行わなければなりません。

質の変わらないサービス提供を行うためには現状の業務をマニュアル化することにより、業務のノウハウを職場間で共有することが必要です。そうすることにより新たに職場にきた職員がより短期間で業務を習得することができ、組織としての体制の強化につながると考えます。

## 9. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度終了後に事後検証(収支計画における決算数値への修正等)を行い、2～3年ごとに経営戦略の修正を進めていきます。